

選任し、周期延長を行うポンプ及び圧縮機の開放検査結果の評価及び維持・管理の体制・方法の評価、並びに周期延長の申請等を実施させなければならない。

①評価対象事業者における検査関連部署に所属している者

②次のいずれか一つの資格を保有している者

- ・甲種機械製造保安責任者免状交付者
- ・甲種化学製造保安責任者免状交付者
- ・乙種機械製造保安責任者免状交付者
- ・高圧ガス保安協会認定検査事業者C種検査員証交付者又はD種検査員証交付者
- ・(社)日本非破壊検査協会(NDI)認定
非破壊検査技術者検査2種(MT&PT)又は検査3種(MT&PT)

4. 3 受託評価実施者

開放検査周期延長の申請をする場合において、評価確認者が認める場合は、次のいずれかの受託評価実施者に申請に係る評価を委託することができる。

①高圧ガス保安協会が保安検査を実施した場合………高圧ガス保安協会

②指定保安検査機関が保安検査を実施した場合………指定保安検査機関

4. 4 開放検査周期延長可能期間

開放検査周期の延長は、3回目以降の開放検査において告示第18条に規定する延長要件に適合すれば表5-5のとおりの周期延長が可能とする。

5. 評価に必要となる体制及び基準類

5. 1 体制及び基準類

LPガスのポンプ及び圧縮機の開放検査周期延長に関する評価に必要となる体制及び基準類は、以下のとおりである。

なお、管理体制、基準類については、表5-2「LPガスのポンプ及び圧縮機の評価項目・基準・内容一覧表」を参考として、管理状況の確認を行うことが望ましい。

(1)保安管理基準類

各事業者は、図5-1に示す保安管理規程体系(例)を参考に実状に応じた保安管理基準類を作成・整備する必要がある。

なお、告示に定める基準類は以下のとおりである。

①開放検査に係る方法及び基準

②補修に係る方法及び基準(グラインダーで欠陥を削り取る程度の場合のみとする。
製造後に溶接修理が行われたものは、周期延長対象外とする。)

③欠陥の発生原因及び防止対策結果に基づく開放検査点検時期の決定方法

④開放検査の委託先（外注先）の管理方法

⑤開放検査データ及び検査結果の保管

(2)開放検査の評価体制

事業者評価者を1名以上選任した評価体制であること。

(3)その他

その他評価において考慮すべき事項は以下のとおりである。

①ポンプ及び圧縮機の製造年月日

②運転・保安管理の状況

③開放検査の実施者等

図 5－1 保安関連規程体系（例）

